食品衛生情報 4

発 行 所

公益社団法人 福岡県食品衛生協会 電話 092-472-4803 FAX 092-472-6613 e-mail:honbu3@fukuokaken-shokkyou.jp 平成30年10月29日(月) 平成30年度第7号

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目 19-17 トーカン博多第5ビル 705 号

ホームページ: http://www.fukuokaken-shokkyou.jp

~ノロウイルス食中毒予防強化期間が 始まります!!(11月1日~1月31日)~

本年度も公益社団法人日本食品衛生協会主催の下、「ノロウイルス食中毒予防強化期間」が実施されます。

ノロウイルスによる食中毒は、年間を通して発生しており、特に冬期に多発し、大規模 な集団食中毒も発生しています。

このような状況の中、ノロウイルスによる食中毒を未然に防止し、消費者の食への不安を解消するため、11 月から 1 月までの 3 か月間を、ノロウイルス食中毒予防強化期間と定め、全国の食品衛生協会と連携して、食品等事業者の自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、ノロウイルスに関する正確な情報を提供し、消費者と事業者が、相互に情報を共有する事業を一層強力に推進するものです。

細菌性食中毒の予防には「①つけない、②増やさない、③やっつける」の3原則ですが、 ノロウイルスによる食中毒予防は次の4原則が必要です。

- ①持ち込まない(調理施設に持ち込まない)
- ②拡げない (調理施設を汚染させない)
- ③加熱する(加熱して死滅させる)
- ④つけない(食品を汚染させない)

食品汚染の原因となる手指に付着したノロウイルスは、もともとふん便や嘔吐物又はそれらの汚染を受けた環境から一次的に付着したものです。これらは適切な手洗いで落とすことが出来ます。

この期間特に食品取扱い者の健康管理や確実な手洗い、調理器具の消毒に努めましょう!

~11 月は「労働保険適用促進強化期間」です~

労働者(パート・アルバイトを含む)を 1 人でも雇っている事業主は、政府が管掌する労働保険 (労災保険・雇用保険)に加入することが法律で義務付けられています。

労災保険は、労働者が業務上又は通勤途上に被災した場合に事業主に代わって補償を行います。

雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付を行うほか、在職者を対象とした雇用継続給付や教育訓練給付、また、失業の予防や雇用機会の増大を図る事業主に対して、一定の要件により各種助成金の支給を行います。

まだ、加入手続きがお済みでない事業主の方は、労働者が安心して働ける職場作りと安定した事業経営を図るため、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)で加入手続を行ってください。

【お問い合わせ先】

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 5 階 福岡労働局総務部労働保険徴収課

TEL 092-434-9835

福岡労働局ホームページ http://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/

~平成30年度 表彰・感謝状受賞者~

10月24日(水)及び25日(木)の2日間にわたり、(公社)日本食品衛生協会主催で食品衛生全国大会が開催されました。

本年は、食品衛生法施行並びに日食協創立 70 周年に当たり、本大会では、食品衛生の一層の向上を図り、食の安全と健康の増進に寄与した次の方々が表彰されました。

おめでとうございます。

〇厚生労働大臣表彰

【食品衛生功労者】

松山 一秀(糸島支所 飲食店営業) 秀島 一生(田川支所 菓子製造業) 厨 好廣(久留米支所 飲食店営業) 小山田 富江(筑紫支所 飲食店営業)

大橋 隆之(南筑後支所 飲食店営業)

〇厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰(平成30年度日食協九州ブロック大会で表彰済み) 濱内裕一(京築支所 飲食店営業) 奥村 志郎(嘉穂・鞍手支所 飲食店営業)

〇日本食品衛生協会会長表彰

【食品衛生功労者】

松本 忠 (北筑後支所 飲食店営業) 神田 徹 (嘉穂・鞍手支所 菓子製造業) 松本 勝 (宗像・遠賀支所 食品販売業) 松本 智子(筑紫支所 菓子製造業)

今村 好美(大牟田支所 菓子製造業) 川口 朗 (南筑後支所 魚介類販売業)

【食品衛生優良施設】

大鯛寿司(南筑後支所 飲食店営業) なぎさ(京築支所 飲食店営業)

〇日本食品衛生協会会長感謝状

【行政担当者】

荒牧 明世(県生活衛生課) 住吉 代次(田川保健福祉事務所) 山本 英二(嘉穂·鞍手保健福祉環境事務所)

【退任支部役員】

古賀 毅 (県支部) 西島 本敏(県支部)

櫻井 義正(県支部)

〇日本食品衛生協会理事長表彰

【食品衛生指導員】

中村 善幸(糸島支所 飲食店営業) 野田 好記(嘉穂・鞍手支所 食肉販売業) 北嶋 秀敏(久留米支所 飲食店営業)

〇法施行70周年記念厚生労働大臣感謝状

【食品衛生監視員】

髙田 則子(県生活衛生課)

野中 寿子(食肉衛生検査所)

田原 徳三(南筑後保健福祉環境事務所)

【食品衛生指導員又は食品衛生協会役員】

西島 本敏 (嘉穂・鞍手支所 飲食店営業) 原武 徹志 (久留米支所 そうざい製造業)

〇創立70周年記念日本食品衛生協会会長感謝状

古賀 毅 (久留米支所 豆腐製造業) 木下 茂 (八女支所 酒類製造業)

太田 信幸 (宗像・遠賀支所 飲食店営業) 熊川 謙一 (筑紫支所 魚肉ねり製品製造業)

松田 智子(県食協 書記)